

# 旅行届と明治前期の旅

「山口デスティネーションキャンペーン」が開催される本年は、旅行への関心がひととき高まる1年となりそうです。明治2年(1869)に実施された関所の全廃も、やはり人々の旅行を後押しするきっかけになったかもしれません。関所の通行に求められた証書類(往来手形など)の携行は不要となり、人々が好きな時に、好きな場所へ自由に行くことができるようになったのは、江戸時代と、明治時代以降の違いのひとつといえます。

しかし、そうした変化は、決して一直線に進んだわけではありませんでした。明治時代にも、国内旅行など移動の際には、事前の届け出(様々な名称がありましたが、ここでは便宜上「旅行届」で統一します)や、鑑札(旅行許可証であり旅行者の身元を示すもの)の携行が必要とされていた時期がありました。

今回の小展示では、その経緯を窺える当館所蔵資料を紹介します。

## 1. 戸籍法と旅行届

明治4年に公布された戸籍法には、戸籍の編製の他に、旅行など移動の際の手続きに関する内容が含まれていました。

【第五則】出生死去出入等ハ必其時々戸長ニ届ケ、戸長之ヲ其庁ニ届ケ出テ支配所アルモノハ支配所ニ届支所ヨリ其庁ニ届ケ

其庁之ヲ受ケ人員ノ増減等本書ヘ加除シ、毎年十一月中戸籍表ヲ改メ十二月中太政官ヘ差

出スヘシ加除ハ生ルモノト入ルモノヲ加ヘ死者ト出ルモノヲ除ク類ヲ云フ

【第十四則】凡ソ旅行スルモノ、官員ハ其官省等ノ鑑札ヲ所持シ、自余ハ臣民一般其管轄庁ノ

鑑札ヲ所持スヘシ寄留ノモノハ其所持スル鑑札ヲ用ユヘシ、故ニ旅行ヲ以テ渡世トスルモノハ如キハ急速ノ便ヲ得ル為メ、

予メ其鑑札ヲ申受置モ妨ケナシトス(中略)但其管轄庁ノ鑑札ニハ当人名住所ト職分ヲ記スヘシ、名住所及職分ヲ変セシ時ハ右鑑札ヲ引替ヘシ

【第十五則】駅逦旅宿ニ於テハ其鑑札ヲ認メ之ヲ宿帳ニ記シ止宿セシムヘシ、此証拠ナキモノ

ハ止宿セシムヘカラス

つまり、この時点で、短期間(90日以上は「寄留」扱い)の移動に際しては、

- ①戸長役場に届け出ること
- ②戸長役場が発行した鑑札(氏名・住所・職業の記載あり)を所持すること
- ③旅館などは宿泊者の鑑札を確認する、不携帯の者を宿泊させてはいけない

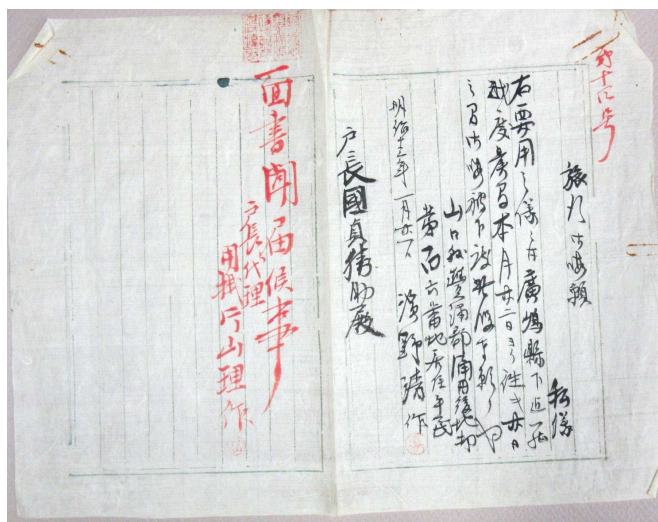
ということが定められていました。

明治 5 年に山口県は、人々の「出生死去出入等」を遺漏なく把握するため、戸籍簿とは別に、旅行録ほか寄留録・他管轄寄留録・生死録・官員進退録・送入院録の 6 種の記録簿を戸長役場に常備し、届出内容を記録するよう「戸籍仕立并加除規則」を定めました(県庁戦前 A 総務 1988、**展示資料①**)。これに即して戸長役場で作成されたのが**展示資料②**「寄留他管轄寄留旅行生死官員進退戸数増減送入院録」(明治 7 年、山内家文書〈秋穂町〉85)です。吉敷郡秋穂村(現山口市)で戸長を務めた山内家に伝来したものであり、明治 7 年 1～2 月の届出に関する上記の 6 種を合綴し保管していたことが窺えます(ただしこの 2 か月間に旅行届の提出はなかったようです)。

こうして旅行は事前届出制となりましたが、人の移動が活発化すると共に、既に明治 10 年前後には各地で無届けの旅行が増加するようになっていました。明治 14 年、無届旅行を実質的に罪に問わない司法判断がなされたことにより、事前届出制は中央法令上の根拠を失います。しかし、戸籍法に基づき地方で制定された届出規程は、その後もしばらく維持されました。山口県内では少なくとも明治 19 年まで旅行届の提出事例が確認されます。山口県が届出廃止を決定した正確な時期は不明ですが、同年に内務省が改めて示した戸籍法第五則の届出内容に旅行が含まれていなかった(内務省令第 19 号)ことと整合します。

## 2. 旅行届の内容

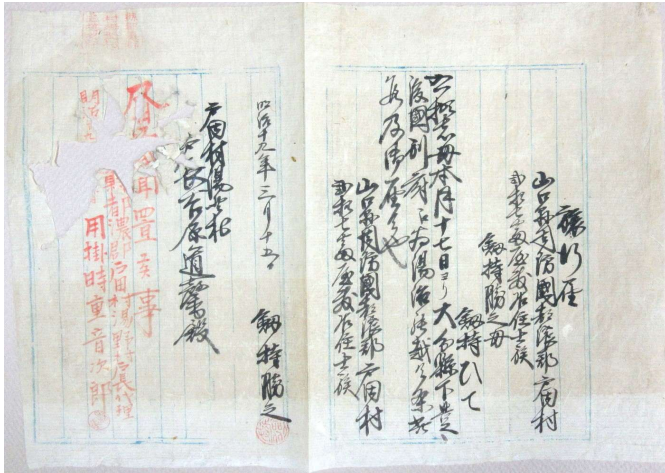
以下 2 点の展示資料は、山口県内で提出された旅行届です。



### 展示資料③「旅行御暇願」

(片山家文書〈下関豊浦〉1339) 明治 13 年

豊浦郡涌田後地村(現下関市)に住む  
浜野清作が提出したもの。旅行先は広島  
県下、目的は「要用」で、旅行期間は 20  
日間の予定です。



#### 展示資料④「旅行届」

(劍持家文書 497) 明治 19 年

都濃郡戸田村(現周南市)に住む  
 劍持勝之が、母ひでの旅行について提出したもの(戸主以外が旅行する場合、旅行届はその家の戸主が提出)。旅行先は大分県の別府、目的は湯治で、旅行期間は記されていません。

明治前期の山口県の人々は、どのような場所に旅行したのでしょうか。それを知り得る手段はあまり多くありませんが、個人の日記などのほか、旅行届によって垣間見ることが可能です。吉敷郡宮野村や平井村黒川村(いずれも現山口市)の戸長役場に提出された旅行届からは、伊勢神宮や金比羅宮への参拝目的の旅行、あるいは、別府温泉や道後温泉への湯治目的の旅行が人気であった様子が窺えます。

### 3. 鑑札の発行と廃止

戸籍法第十四則にみえる鑑札の発行義務は、同法公布の約 3 か月後に早くも廃止となりました。

しかし、以降も引き続き鑑札に類する身分証を発行する府県がみられ、山口県もそのひとつでした。政府による廃止方針は明治 5 年に県内に布達として伝えられますが、明治 17 年に至っても吉敷郡平井村黒川村戸長役場が発行していたことが確認されています。なお、鑑札の様式や形状は多様であり、明治 11 年に豊浦郡豊浦町で発行された鑑札の機能をもつ「旅行証」の写には、「用紙黄色拾三行半紙界ニテ」と注記があります(豊浦郡役所 64「戸籍一件」)。

当館所蔵の「山口県布達達書」からも、発行を継続した様々な府県が存在が窺えます。明治 10 年、新潟県居住の旅行者が風呂敷包みを失くしました。新潟県庁からの依頼をうけた山口県庁は、該当品を見かけたら警察に届け出るよう布達(甲第 329 号、「山口県布達達書 明治一〇年(類輯)明治期山口県布達類 27」)を出しました。右記のような風呂敷包みの内容(「遺失品」)をみると、この旅行者が現金や数珠とともに、「旅行証」を携行していたことが分かります。新潟県がこの「旅行証」発行を廃止したのは明治 12 年のことでした。

以上	旅行証 壹枚	小形付風呂敷包 壹	数珠 壹	廿銭札 壹枚	半円札 貳枚	此訳	一 金巾小形付風呂敷包 壹	遺失品
----	-----------	--------------	---------	-----------	-----------	----	---------------------	-----

政府による方針・法令の変更後も、地方で旅行届の提出や鑑札の発行が継続されたのはなぜでしょうか。理由のひとつとして考えられるのが、行旅病人・死亡人対策です。現行法でもある「行旅病人及行旅死亡人取扱法」（明治 32 年制定）は、対応費用について、本人・親族等が負担できない場合に救護地の府県が負担するよう求めています。しかし、同法制定以前の法令では、対象者の本籍地府県による負担が定められていました。旅行者の不測の事態への対応を担った地方行政機関にとって、人々の移動や身元を把握し得る旅行届や鑑札は必要性が高かったと考えられます。

【 参考文献 】

- 伊藤寿和「明治期の『旅行届』と『旅行証』の実態に関する基礎的研究」（『日本女子大学紀要 文学部』66、2017年）  
奥須磨子「明治前半期・旅の法制的環境」（『和光大学総合文化研究所年報 東西南北 2015』2015年）  
水口由紀子「明治時代前半期の道中記について—旅行届を中心に」（埼玉県立歴史と民俗の博物館『紀要』第2号、2008年）  
山口市編『山口市史 史料編近代』（2012年）